

社長のマネジメントをサポート

経営管理マガジン

11

November
2018



02 経営TOPICS

被災時に頼りになる 災害復旧貸付制度や返済条件の緩和とは？

03 データで見る経営

過労死はなくなるか？
今なお続く“時間外・休日労働”

04 税務・会計2分セミナー

もうすぐ実施！
軽減税率制度をわかりやすく解説

05 労務ワンポイントコラム

きちんと理解していますか？
休憩時間の正しいルール

06 社長が知っておきたい法務講座

急増するスモークハラスメント！
実践したい職場の受動喫煙防止策

07 増客・増収のヒント

資料請求から始まるお付き合い！
効果的なアプローチ方法

08 経営なんでもQ&A

遅刻を繰り返す社員への
減給は違法？

問い合わせ：永井孝幸税理士事務所
住所：岐阜県各務原市那加桐野外ニケ所大字
入会地6番地4 エステイタスKN-6 101号
フリーダイヤル 0120-016-555
TEL：058-380-6336

被災時に頼りになる 災害復旧貸付制度や返済条件の緩和とは？

2018年7月、台風と前線の影響による記録的な大雨で、西日本を中心に各地で甚大な被害が出ました。政府はこれを受け、全国11府県110市町村に対し、『災害救助法』を適用。被害を受けた中小企業に対し、災害復旧貸付の実施や、債務の返済条件緩和を要請するなど支援を行いました。災害に備えて、被災時には企業としてどんな支援を受けられるのかを知っておきましょう。

災害復旧貸付制度で借りられる 金額と貸付期限は？

災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)では、被災者だけでなく、被災した企業に対しても、一日も早く経営が再開できるように、さまざまな取り組みが行われています。

日本政策金融公庫は、『平成30年7月豪雨』で災害救助法が適用された11府県110市町村(平成30年8月時点)の中小企業と小規模事業者を対象に『災害復旧貸付』を実施。小規模の企業に融資する『国民生活事業』では、3千万円を限度額に、2年以内の据置期間を含む、10年以内の融資期間を設けています。また、主に中規模以上の企業に対して行われる『中小企業事業』では、限度額1億5千万円を別枠で融資。同じく2年以内の据置期間を含む、10年以内の融資期間を設けています。

また、貸付金利は、7月現在で、基準利率(貸付期間5年以内)を中小企業事業1.16%、国民生活事業1.36%とし、貸付額のうち1千万円を上限として、貸付金利から0.9%の引下げ(貸付後3年間)を行っています。

さらに今回は、『小規模企業共済災害時貸付』も適用されました。対象は、被災者であり、小規模企業共済制度へ加入した後、貸付資格判定時まで、1年以上の掛金を納付している共済契約者であることが条件となります。この場合の貸付利率

は、6月現在で、年0.9%、貸付期間は貸付金額500万円以下が36ヵ月、505万円以上が60ヵ月となっています。

既往債務の返済条件緩和を 国が後押ししてくれる？

平成30年7月豪雨では、経済産業省の主導で、特別相談窓口の設置や、『セーフティネット保証4号』の適用などが行われました。セーフティネット保証4号とは、自然災害等の突発的事由により売上高などが減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で、融資額の100%を保証するというものです。

また、各県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会に対して、返済猶予を含む、既往債務の返済条件緩和・変更などを要請しました。しかし、特別相談窓口では資金繰りに関する相談が4割を占めており、中小企業や小規模事業者の不安が依然として解消されていません。こうした現状を踏まえ、経済産業省は今後も返済条件緩和などの要請を行っていく姿勢を表明しています。

大規模災害では、企業に向けたさまざまな支援が実施されます。速やかに各自治体の相談窓口へ足を運びましょう。



過労死はなくなるか？ 今なお続く“時間外・休日労働”

規定の時間を超えた長時間や時間外の労働を強いられ続けることは、深刻な心身の健康被害をもたらしかねず、ときには死亡や自殺のリスクを引き上げるものとして問題視されています。しかし、なかなか早急な解決には至っていないのが現状です。根本的な是正、改善に向けて、企業は何を重要視すべきなのでしょう。

最新の監督指導結果から 浮かび上がる実態

2018年6月『働き方改革関連法案』が成立し、政府は長時間労働の削減に向けて動いていますが、過労による病死や自殺のニュースは後を絶ちません。

同年8月に厚生労働省は『長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果』を公表。前年度に監督指導を実施した25,676事業場のうち、約70%に当たる18,061の事業場でなんらかの労働基準関係法令違反があり、約45%に当たる11,592事業場で違法な時間外労働の事実がありました。このうち、時間外・休日労働が最も長い労働者の時間数をみると、月に80時間を超えるものが8,592事業場(74.1%)で、100時間を超えるものが5,960事業場(51.4%)でした。

時間外・休日労働が月に100時間を超える、あるいは2～6カ月間の平均が月80時間を超えると、脳疾患や心臓疾患の発症との関連性が強くなることが、医学的に認められています。そのため、月に80時間の時間外・休日労働は“過労死ライン”と呼ばれることがあります。今回の指導で、違法が認められた事業場には是正勧告書が交付されましたが、今なお多くの事業場で長時間労働が行われている現実を示した結果となりました。

過労死を防止する 企業のコンプライアンス

厚生労働省は“過労死ゼロ”を目標としていますが、実際に雇用する側である企業が真剣に取り組まない限り、達成されることはないでしょう。実際、過重労働によって従業員の健康が損なわれることは、企業にとってもデメリットしかなく、労災や訴訟のリスクも発生してしまいます。

では、事業主はどのような対策を行えばよいのでしょうか？ たとえば、次のような取り組みがあげられます。

- ・長時間労働の削減
- ・賃金不払残業の解消
- ・メンタルヘルス対策の積極的な推進
- ・働き過ぎによる健康障害の防止
- ・職場におけるパワーハラスメントの予防と解決
- ・有給休暇の取得促進
- ・上司、同僚、専門家への相談体制整備

日本の長時間労働者の割合は欧米諸国に比べて多く、過労死の防止は、喫緊の課題となりました。ワークライフバランスを意識した働き方の見直しは、企業価値を上げ、人材確保にもつながります。

最も重要なことは、労働基準や労働安全衛生に関する法令を、企業が遵守することと言えるでしょう。

| 2017年4月から2018年3月にかけて労働基準関係法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場18,061事業場(全体の70.3%)のうち | |
|---|------------------|
| 違法な時間外労働があったもの | 11,592事業場(45.1%) |
| うち、月80時間を超えるもの | 8,592事業場(74.1%) |
| うち、月100時間を超えるもの | 5,960事業場(51.4%) |
| うち、月150時間を超えるもの | 1,355事業場(11.7%) |
| うち、月200時間を超えるもの | 264事業場(2.3%) |

出典：厚生労働省「長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果」(2018年8月7日)

もうすぐ実施! 軽減税率制度をわかりやすく解説

2019年10月1日、10%への増税と同時に、税率の引き上げに伴う低所得者への配慮として『消費税の軽減税率制度』が実施されます。今回は、軽減税率の対象品目はどんなものがあるのか、また軽減税率制度が業務にどう関係するのかについて解説します。

コンビニ弁当の消費税は、8%? 10%? 注意しておきたい細かな区分

消費税が8%から10%となっても、軽減税率の適用対象となるものは消費税8%で、現状のまま据え置きされます。

軽減税率の対象になるのは大きく分けて、下記の2項目です。

- 飲食料品(酒類・外食を除く)
- 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

たとえば、コンビニで持ち帰りの弁当を買うときは軽減税率の適用対象ですが、それをイートインスペースで食べると店内での飲食、つまり『外食』となるため、軽減税率の対象外となります。そのため、イートインスペースを利用するかを顧客に確認して会計することになります。

ケータリング、出張料理は適用外ですが、有料老人ホームなど生活の場における飲食料品の提供や、学校給食法第3条2項に規定する義務教育諸学校において設備の設置者が行う学校給食は適用対象です。

また、一般書籍、定期購読している週刊誌や月刊誌は軽減税率の対象外です。週2回以上発行する新聞についても、定期購読契約に基づくものであれば適用対象ですが、駅売りや電子版などは対象外となります。

おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外のものが一体となっているものは、税抜価格が1万円以下であり、食品の占める割合が全体の3分の2以上の場合に限り、適用対象です。

軽減税率対策補助金 賢く利用して早めの対応を!

軽減税率制度が実施されると“複数税率”となるので、取扱い商品や仕入れに適用される税率に間違いがないか確認する、帳簿や請求書などは税率を分けて記載しなければならないなど、業務で対応しなければいけないことが増えます。

課税事業者の方は仕入税額控除を受けるため、2019年10月1日から2023年9月30日まで、帳簿と区分記載請求書などを保存しておく必要があります(区分記載請求書等保存方式)。

具体的には、現行制度の帳簿や請求書などへの記載用件に加えて、『軽減税率の対象品目である旨』、『税率ごとに合計した税込対価額』を記載する必要があります。

先にご紹介したコンビニのように、同じ店舗で8%のものと10%のものを精算しなくてはならない場合、複数税率に対応したレジや受発注システムの導入、または改修をしなければならず、準備には費用や時間も多くかかります。

そのため、中小企業や小規模事業者の方々へは、そういった費用の補助が受けられる2種類の補助金制度があります。レジの導入費や改修費の支援を目的とした「A型」と、EDI等電子的受発注システムの導入費や改修費の支援を目的とした「B型」です。

導入・改修費用の額にもより、上限もありますが、おおよそかかった費用の2分の1から4分の3の補助が受けられます。申請の受付期間は決まっていますので、早めに確認しましょう。